



報道関係者 各位

令和4年2月14日（月）

【照会先】

北海道労働局総務部総務課

総務課長 新田 武志

総務企画官 鎌田 正志

(代表電話) 011(709)2311 (内線 3502、3513)

(夜間電話) 011(788)6048、011(776)6046

札幌北公共職業安定所職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年2月9日（水）、札幌北公共職業安定所（札幌市東区北16条東4丁目3番1号、以下「ハローワーク札幌北」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、2月4日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口にはアクリル板を設置の下、終日マスクを装着し勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として、9日（水）に抗原検査を受けて、同日に感染が確認されたものです。

ハローワーク札幌北では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で、業務を行っております。

当該職員の行動履歴等を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。